

議第65号

令和5年度滋賀県病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和5年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 26,521,177	千円 △ 1,228,087	千円 25,293,090
	1 医業収益	21,319,864	△ 1,122,932	20,196,932
	2 医業外収益	4,983,313	△ 99,602	4,883,711
	3 附帯事業収益	218,000	△ 5,553	212,447

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 26,413,374	千円 464,123	千円 26,877,497
	1 医業費用	25,500,671	449,399	25,950,070
	2 医業外費用	692,286	22,694	714,980
	3 附帯事業費用	220,417	△ 7,970	212,447

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,236,640千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,195,562千円、当年度分損益勘定留保資金 158,416千円、退職給付引当金に係る特定資金 878,480千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 4,182千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,723,900	千円 △ 160,956	千円 2,562,944
	1 企業債	2,690,800	△ 159,700	2,531,100
	2 負担金	33,100	△ 3,256	29,844
	3 諸収入	—	2,000	2,000

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 5,004,300	千円 △ 204,716	千円 4,799,584
	1 建設改良費	2,808,974	△ 163,138	2,645,836
	2 企業債償還金	2,195,326	△ 41,578	2,153,748

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
総合病院病院整備事業費	千円 2,312,500	千円 2,158,400
小児保健医療センター病院整備事業費	41,000	38,100
精神医療センター病院整備事業費	337,300	334,600
計	2,690,800	2,531,100

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,869,054	千円 132,907	千円 13,001,961

(他会計からの補助金)

第6条 がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 802,319	千円 △ 254,272	千円 548,047

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
貯 蔵 品	千円 3,450,000	千円 3,840,000

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造